

令和8年度「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定支援業務
企画提案募集要項

1 業務概要

- (1) 業務名
令和8年度「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定支援業務
- (2) 業務目的及び内容
別紙「令和8年度「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定支援業務企画提案仕様書」による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額
8,663,000円（税込）
- (5) 業務所管課
沖縄県企画部地域・離島課

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 沖縄県内に事務所又は事業所を有すること。また、事業コンソーシアムで提案を行う場合には、県内に事務所または事業所を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (2) 今回の委託事業に関する知識、経験等、事業を遂行する能力を有し、本事業の実施に当たり、正副2名以上の担当者を割り当て、十分な事業遂行体制が取れること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない法人又はコンソーシアムであること。コンソーシアムの場合は、構成メンバーの全てが前述の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (4) 沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

- (6) 応募者（コンソーシアムの場合は、1つのコンソーシアム）につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が応募すること。
- (7) コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員となって応募する、単体として応募するなど、重複して参加することはできない。

3 応募方法等

(1) 応募に係る質問

ア 受付期間

公募開始日～令和8年4月24日（金）午後5時必着

イ 質問方法

質問書様式により電子メールで提出すること。

（メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp）

Eメールの件名を「令和8年度「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定支援業務公募に関する質問書（会社名）」とすること。メール送信後は、念のため、受信確認のための電話連絡を行うこと（電話：098-866-2370）。

ウ 回答

質問及び回答の内容は、令和8年4月30日（木）午後5時までに沖縄県ホームページの本事業企画提案公募のページに掲載する。なお、審査に関する問合せには応じないこととする。

(2) 提出書類等の受付期間

ア 提出期限 公募開始日～令和8年5月12日（火）午後5時必着

イ 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁7階 企画部 地域・離島課 離島振興班

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 部 数 7部（1部は原本、残り6部は原本のコピーを提出すること。）

4 応募書類

(1) 応募申請書（様式1）

(2) 企画提案書（様式2）

- ・ A4版・縦横自由、長辺綴じ（縦の場合は左綴じ）、ページ番号を付すこと。
- ・ 企画提案書のページ数は20ページを上限とし、自社の紹介等業務と直接関係のない資料は3ページ以内とすること。
- ・ 企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためイラスト、イメージ図等を使用するものとし、「4 企画提案内容」の各項目の記述を必須とする。

(3) 法人（会社）概要書（様式3）

(4) 積算見積書（様式4）

(5) 事業計画（実施体制を含む）（様式5）

(6) 実績書（様式6）

(7) 誓約書（様式7）

- (8) 共同企業体構成書（共同企業体等の場合）（様式8）
- (9) 共同企業体協定書（共同企業体等の場合）
- (10) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- (11) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- (12) 法人の場合は、直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近3年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。
- (13) 下記の認証制度の認証状又は承認書（写し）※該当ある場合に提出
 - ・ 沖縄県所得向上応援企業認証制度
 - ・ 沖縄県人材育成企業認証制度
 - ・ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - ・ 経営革新計画

5 企画提案内容

企画提案書は、次に掲げる事項について記述すること。

- (1) 提案事業名
 - (2) 提案概要
 - (3) 業務スケジュール
 - (4) 業務に関する企画
 - ア 業務実施体制
 - イ 企画提案仕様書4に掲げる取組の具体的な実施内容等
- ※ 企画提案書の作成にあたっては、3(2)に定める企画提案書の作成条件に留意すること。

6 積算見積に関する要件

- (1) 積算に当たっては、総額8,663,000円（税込み）の範囲内で見積もること。
 - ※上記の金額は企画提案のために設定した金額であり、契約前の実施内容の調整により、減額となる場合がある。
- (2) 積算の費目は概ね次の内容で作成し、各費目の単価、内訳及び金額の根拠等を記載すること。
 - ア 直接人件費
 - イ 直接経費
 - (ア) 旅費
 - (イ) 謝金
 - (ウ) 消耗品費
 - (エ) 印刷製本費
 - (オ) 通信運搬費
 - (カ) 使用料・賃借料
 - (キ) その他（上述の費目以外の必要な経費を適宜追加）

- ウ 一般管理費（ア直接人件費及びイ直接経費の合計額の10%以内）
※再委託に係る費用は一般管理費の算定から除外すること。
- エ 消費税

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

- ア はじめに応募資格審査を行う（第一次審査）。
応募者が4者以上の場合は、書面審査を行ったうえで、上位3者を選定する。
選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。
- イ 応募資格審査で選定された事業者の提案内容について、選定委員会において総合的に審査を行う（第二次審査：プレゼンテーション）。
最も優れた企画提案を行った者を委託予定事業者として選定する。
- ウ プレゼンテーションの時間枠については応募者数に応じて決定するため、一次審査結果通知と併せて通知するものとする。
- エ 応募者数や提案内容によっては、第二次審査としてプレゼンテーションを実施せず、書面審査とする場合がある。書面審査とする場合は別途通知する。
- オ 選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせには応じない。
- カ 委託予定事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位の申請者を委託候補事業者とする。

(2) 審査基準

審査における評価は、次に掲げる事項について当該各号に定める得点を上限として企画提案を採点することにより行う。

- ア 基本的事項（提案の実現可能性及び効果、業務内容の理解度等） 30点
- イ 離島に関する施策、統計等への理解、調査・分析手法の合理性等 40点
- ウ その他実施体制、自主提案の内容等 30点

※上記ア～ウに加え、以下の認証を受けている場合、審査上の加点項目とする。（加点対象の認証状、承認書（写し）を提出すること。）

- ・沖縄県所得向上応援企業認証制度
- ・沖縄県人材育成企業認証制度
- ・沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
- ・経営革新計画

(3) 企画提案内容審査（プレゼンテーション審査）日程

- ア 日時：令和8年5月20日（水）午前 ※予定であり、詳細は追って連絡
- イ 場所：沖縄県庁内会議室 ※予定であり、詳細は追って連絡
- ウ 提出資料に基づき説明すること。
- エ 会場への入場者は3名以内とする。

(4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

8 参加資格の喪失

以下のいずれかの場合に該当するときは、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 本要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (6) 他の参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

9 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該提案に関する経費（企画提案書の作成や提出にかかる経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 委託予定事業者の選定にあたっては、実績及び提案された内容を総合評価し決定する。このため、当該委託業務を実施するにあたっては県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 契約手続きに関する費用は、事業者負担とする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

10 問い合わせ先

沖縄県企画部 地域・離島課 離島振興班 担当：上原
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁7階）
電話：098-866-2370 FAX：098-866-2068
Email：aa017035@pref.okinawa.lg.jp